

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月

私は、20歳になった昭和46年*月にA町で国民年金に加入し、その後、住所変更手続及び資格切替手続等をきちんと行い国民年金保険料を納付してきた。

しかし、加入当初の1か月の国民年金保険料が未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付し、婚姻後も国民年金に任意加入していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人が、国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の前後の手帳記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得状況から昭和47年2月ごろと推認され、申立期間は過年度納付により保険料の納付が可能な期間である。

さらに、A町で誕生年月が申立人と同じで20歳のときに国民年金の加入手続を行った者についての申立期間の国民年金保険料は、納付済みとなっていることが確認できることから、当時同町では国民年金加入時に保険料の過年度納付を推奨していたものと推測され、納付意識の高い申立人が加入当初の申立期間の1か月のみを未納としておくことは不自然であり、申立人も同様に保険料を過年度納付していたと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

私は、ねんきん特別便により申立期間の国民年金保険料が未納となっていたことを知ったが、申立期間に係る2か月分の保険料を納付したことを示す、A町が発行した「国民年金保険料納付記録通知書」を持っている。

これにより申立期間の国民年金保険料を納付していたことの証明になるはずなので、申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿により昭和50年2月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である上、申立人は、申立期間を除く、国民年金の第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められることから、申立期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

また、申立人の所持するA町が発行した「国民年金保険料納付記録通知書」により、申立期間に係る昭和49年度の国民年金保険料の納付について、2か月分の保険料が納付されたことが確認できることから、申立期間の3か月のうち、2か月については保険料が納付されたものと認められる。

しかしながら、当該通知書及びA町の申立人の国民年金被保険者名簿では、申立人の同被保険者資格の取得日が昭和50年2月26日となっていることから、申立期間のうち、同年1月については国民年金に未加入であったものと考えられ、未加入期間については国民年金保険料の納付書が交付されることはなく、保険料を納付することはできないため、当該通知書にある申立期間に係る2か

月分の保険料を納付したことを示す記載は、申立期間のうち、同年2月及び同年3月の保険料が納付されたことを証明したものであると考えられる。

また、申立期間のうち、昭和50年1月の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、高校卒業後、会社に勤めたが家業を手伝うため退職した。昭和47年6月ごろ、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまで私の両親が国民年金保険料を納付してくれた。結婚後も、自分で国民年金保険料及び付加保険料の納付を続けた。

申立期間の国民年金保険料は、私が銀行又は郵便局で納付したはずなので、付加保険料を含めて申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和50年4月から平成6年4月まで付加保険料を併せて納付していたことが確認できることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、当該期間の前後の期間は国民年金保険料及び付加保険料をすべて納付しており、申立期間当時、生活状況に特に変化は見当たらないことから、申立人が申立期間のみ保険料及び付加保険料を納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和26年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月29日から同年5月1日まで

昭和24年3月にA社C支店に採用され、60年9月に退職するまで継続して同社に勤務していたが、同社C支店から同社B支店に転勤した申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、A社が発行した勤務証明書を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する勤務証明書、及びA社が保管する従業員カード(人事記録)から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(A社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、当該従業員カード及びA社本支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によれば、申立期間を除き、申立人の転勤に伴う厚生年金保険被保険者資格得喪日は、いずれも人事異動発令日の20日ほど後になっていることが確認できることを踏まえると、当時、同社では、人事異動発令後一定期間を置いて厚生年金保険の被保険者資格得喪に係る手続を行っていたものと考えられることから、申立人の申立期間に係る同社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日については、人事異動発令

日である昭和 26 年 3 月 15 日ではなく、同社 C 支店の被保険者名簿で確認できる同資格喪失日である同年 3 月 29 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 支店に係る昭和 26 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA市B事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和60年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月31日から同年4月1日まで

昭和59年4月1日からA市B事業所に臨時職員として採用された後、登用試験に合格して60年4月1日から正職員となり、A市職員共済組合員となったが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

臨時職員として一緒に採用され、同時に正職員となった同僚が年金記録確認第三者委員会に申し立て、既に年金記録が訂正されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市が保管するA市職員履歴書(人事記録)により、申立人が、申立期間を含む昭和59年4月1日から60年3月31日までの期間においてA市B事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

また、A市B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が同事業所に採用された前年の昭和58年4月に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者23人のうち、オンライン記録により、同年又は翌年にA市職員共済組合員となったことが確認できる者5人については、いずれも、同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日と同共済組合員資格取得日が同日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA市B事業所における昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は、「保存年限の経過により、申立期間の関係資料が現存しないことから、不明である。」としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和60年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いほか、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA市B事業所における離職日（厚生年金保険被保険者資格喪失日の前日）は、厚生年金保険の被保険者記録と合致しており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和41年5月25日から42年1月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を41年5月25日、同資格喪失日を42年1月25日とし、当該期間に係る標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月21日から42年2月25日まで
② 昭和55年6月21日から57年2月1日まで

申立期間①については、A社でB職として勤務した。

申立期間②については、C社D営業所でE業務担当として勤務した。

両事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が申立事業所の次に勤務したF社が保管する申立人に係る労働者名簿及び履歴書、並びに申立人のA社に入社するに至った経緯及び業務内容に関する具体的な供述内容から判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和41年5月25日から42年1月24日までの期間において同社で勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、「申立期間①当時、A社では、試用期間がなく、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している上、これら同僚は、本人が記憶する入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致する。

さらに、複数の同僚の供述によると、申立期間①当時の当該事業所の従業

員数は、10人から15人程度であったとしているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①当時の厚生年金保険の被保険者数は、9人から15人となっており、従業員数と厚生年金保険の被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたと推認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた申立人と年齢の近い同職種の同僚は、入社と同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和41年5月25日から42年1月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同職種の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に解散しており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年5月から同年12月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和41年2月21日から同年5月24日までの期間及び42年1月25日から同年2月25日までの期間については、申立人は、同年3月に定時制高校を卒業と同時に前職のG社を退職し、その直後にA社に入社し、同社を退職すると同時にF社に入社したと主張している。

しかしながら、F社が保管する申立人の履歴書によると、申立人のA社の入社時期は、昭和41年5月となっている上、F社が保管する労働者名簿によると、申立人の同社の入社日は、昭和42年2月13日となっており、申立人の主張と異なる。

また、申立人は、A社に入社した経緯について、昭和41年3月にH新聞の求人広告を見て応募したとしているが、同年5月25日付けの同新聞に同社の求人広告が掲載されている上、この求人広告が掲載された時期は、前述の申立人がF社に提出した履歴書に記載されているA社の入社時期と一致している。

さらに、オンライン記録によると、A社は、昭和52年7月31日に厚生年

金保険の適用事業所でなくなっている上、商業法人登記簿謄本によると、59年12月2日に解散しているほか、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人が所持しているC社の昭和56年度本社主催全国年末I業務大会における「J表彰状」から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間中に当該事業所でI業務員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、昭和57年2月1日に被保険者資格を取得しており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致する。

また、C社本社及び申立期間②当時、申立人が所属していた同社D営業所長は、厚生年金保険の加入について、いずれも「当時、C社では、I業務員については、入社当初は厚生年金保険に加入させておらず、入社後のI業務成績によって厚生年金保険に加入させるか否か決めていた。このため、I業務員の中には、入社してから厚生年金保険に加入するまで、数年間要する者もいた。」と回答している。

さらに、C社本社が保管するI業務員の厚生年金保険の記号番号等を記載した従業員名簿によると、申立人の入社日は、昭和57年2月1日入社となっており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致し、事業主が、社会保険事務所の記録どおりに申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得を届け出たことが確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②及びその前後の期間において、厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚16人に照会したところ、申立人と同職種（I業務員）の同僚7人から回答を得たが、これら同僚について、本人が記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期との関係を見ると、いずれも入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得しておらず、同被保険者資格の取得は、入社したとする日から、2か月から2年4か月後となっており、これは先述のC社本社の回答とも符合する。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2797

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和39年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から40年7月1日まで
昭和39年7月1日から45年4月1日まで、A社でB専門職として勤務した。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立事業所の次に勤務したC社発行の身分証明書に記載されている指定事業所職歴欄、同社が保管しているD組織交付の「B専門職審査合格証」及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが認められる。

また、申立人が当該事業所に入社したとする昭和39年7月1日より後の同年8月27日に関係法令が改正となり、40年7月21日から、指定事業所には、D組織の審査に合格したB専門職を置くこととされているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、関係法令改正前に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち、連絡が取れた申立人と同職種（B専門職）の同僚4人は、いずれも「当時、A社では、B専門職について、試用期間（見習期間）は無く、採用と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と回答している上、これら同僚は、いずれも

本人が入社したとする時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿において、関係法令改正後に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚のうち、連絡が取れた申立人と同職種（B 専門職）の同僚 3 人は、いずれも「当時、A 社では、B 専門職について、D 組織による審査に合格するまでは見習期間とし、厚生年金保険に加入させておらず、D 組織の審査の合格を条件に本採用となり、厚生年金保険に加入させていた。」と回答している上、これら同僚は、いずれも D 組織の審査に合格したとする時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期が一致していることが確認できる。

以上の状況から判断すると、当該事業所では、昭和 39 年 8 月の関係法令改正前に B 専門職として採用した者については、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとし、また、関係法令改正後に B 専門職として採用した者については、D 組織による審査に合格すると同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたと考えられる。

これらの事実を踏まえて本件をみると、申立人は、前述のとおり、昭和 39 年 8 月の関係法令改正前に当該事業所に B 専門職として採用となったと認められること、「B 専門職審査合格証」の写しから、関係法令改正直後の同年 10 月 9 日に D 組織の審査に合格していること、及びその他の周辺事情から総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 40 年 7 月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和23年3月31日）及び同資格取得日（昭和24年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を300円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月31日から24年3月1日まで
昭和18年3月1日にA社に就職し、平成5年6月29日に退職するまで継続して同社に勤務した。

同社における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所（当時）の記録では、A社本社において昭和21年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、23年3月31日に同資格を喪失後、24年3月1日に同社本社において再度同資格を取得しており、23年3月から24年2月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社本社が保管する申立人の人事記録から、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上記人事記録によると、申立人は、申立期間中の昭和24年1月1日に一般社員からB係長に昇任している上、申立期間の前後において業務内容及び勤務形態等に変更が無いことが確認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人がA社本社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和23年3月31日と同日に同社本社において同被保険者資格を喪失している者が21人（申立人を除く。）確認できるが、オンライン記録によると、このうち18人が、被保険者資格を喪失した翌日の同年4月1日に同社の支店又は出張所において被保険者資格を再取得しており、申立人と同日に被保険者資格を喪失した同僚のほとんどが、被保険者資格を喪失した同年3月31日を除き、申立期間において厚生年金保険被保険者資格が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における昭和23年2月の社会保険事務所の記録から、300円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和23年3月から24年2月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年1月1日まで
昭和26年6月末ごろから27年4月14日まで、A社に勤務し、C業務を担当していた。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社へ入社するに至った経緯及び入社時期に関する具体的な供述内容並びに申立人と同時期に当該事業所に入社したとする同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間に当該事業所で勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、「申立期間当時、A社では試用期間が無く、従業員全員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

さらに、同僚の一人は、「私と申立人は、昭和26年6月末、同時期にA社に入社した。私は入社と同時に厚生年金保険に加入した。」と供述している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、この同僚は、申立人が当該事業所に入社したとするほぼ同時期の昭和26年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 27 年 1 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事務所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和25年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から同年6月1日まで

昭和24年5月1日にC市内にあるA社B事務所に採用になり、仕事がD業務の関係であったため、同社E支局において厚生年金保険の被保険者資格取得手続きが行われた。

昭和25年4月1日にA社E支局から同社B事務所へ異動となったが、同事務所での厚生年金保険被保険者資格取得が同年6月1日となっており、2か月の空白がある。

申立期間も継続して勤務しており、給料の手取りも変動がなかったため、厚生年金保険被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述、申立人のA社における勤務、同僚及び異動時に関する詳細な記憶等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社E支局から同社B事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は昭和25年4月1日と主張しているところ、申立人と同様にA社E支局から同社B事務所に異動（同年6月1日）している同僚が健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認でき、申立人は、当該同僚について、自身より後に異動してきた旨供述していることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事務所における昭和 25 年 6 月の社会保険事務所(当時)の記録から 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日は平成3年1月1日であると認められることから、同被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月31日から3年1月1日

A社B支店に昭和61年4月1日から平成2年12月31日まで勤務し、C連合会の年金支給義務承継通知(D厚生年金基金分)においても、厚生年金基金加入期間が昭和61年4月1日から平成3年1月1日となっているのに、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成2年12月31日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録、A社清算人から提供された同社の社内報(写し)及びC連合会の年金支給義務承継通知に記載された申立人のD厚生年金基金の加入記録により、申立人は、昭和61年4月1日から平成2年12月31日まで同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記D厚生年金基金の加入記録によると、申立人が平成3年1月1日に同基金加入員資格を喪失していることが確認でき、A社の他支店でE業務を担当していた者は、「厚生年金保険等の被保険者資格喪失の届出は、本部担当部署から機械印字された複写式の届出書類が送られてきて、退職予定者の記名押印及び内容を確認した上で、社会保険事務所(当時)等に提出していた。これは他の支店でも同様の扱いとなっているはずであり、私は平成4年からE業務担当であったが、編綴された過去の記録をみても、以前から同様の手続で行われていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人が平成3年1月1日にA社B支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成2年11月のオンライン記録から、22万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和42年4月1日から同年9月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月1日から42年9月1日まで
昭和41年4月に、A社に入社し、半年間は試用期間であったと思うが、同年10月1日に正社員として採用されたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人から提出されたA社の発令書(写し)によると、申立人は、申立期間において、同社B支店C営業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出された家計簿(写し)により、昭和42年12月の給与の金額が3万300円であること、また、オンライン記録により、申立人のA社における42年12月の標準報酬月額は3万円であることが確認でき、A社の後継会社であるD社は、「12月の給与は、当年の4月から9月までの正社員としての実績で計算して支給しており、A社の時から変わらない。」と回答している。

また、オンライン記録により、A社B支店C営業所で申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる14人に照会したところ、10人から回答が得られ、そのうちの5人は「厚生年金保険の加入は正社員のみであった。」と供述するとともに、そのうちの一人は「正社員以外の従業員の給与は「寸志」として支給された。」と供述している。

以上のことから申立人は、昭和42年4月からA社に正社員として勤務し

ていたと認められ、同月から厚生年金保険に加入していたと考えることが相当である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和42年4月1日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和42年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は「A社は、昭和63年3月5日に会社清算終了しており、当時のことは資料が無く不明である。」と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間のうち昭和41年10月1日から42年3月31日までの期間について、D社は「A社は、昭和63年3月5日に会社清算終了しており、当時のことは資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の当該期間における勤務の状況及び厚生年金保険の控除に係る事実を確認できない。

また、申立人から提出された家計簿（写し）により、昭和42年7月賞与の金額が2,000円であることが確認できるところ、申立人は、「お祭りなので寸志として受領した。」と供述しており、その額からも寸志であると認められ、D社は、「7月の賞与は、前年の10月から当年3月までの正社員としての実績で計算して支給しており、A社の時から変わらない。」と回答していることから当該賞与の算定基準期間である41年10月から42年3月までは申立人は正社員としてA社に勤務していたとは認められず、厚生年金保険の加入は正社員のみであったことを踏まえると、申立人は、当該期間においては厚生年金保険に加入していなかったものと考えることが相当である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和41年10月1日から42年3月31日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年7月までの国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年7月まで

私は、20歳の誕生日ごろ、自宅に来た役所の職員から国民年金に加入するよう勧められ、A市B区役所で国民年金の学生納付特例に係る申請手続きを行った。

翌年度以降の学生納付特例の申請について、私は当該申請手続きが年度ごとに必要であること、及び申請に期限があることを知らされていなかった上、案内文書及び役所職員の訪問が無かったため、平成14年度は年度初めに当該手続きを行わずにいたところ、母親から確認するように言われたので、私の誕生日の2週間又は3週間後に同手続きを行った。

ねんきん特別便で申立期間が未納期間であり、社会保険事務所(当時)の回答で私の申請手続きの遅れにより同期間が学生納付特例期間と承認されなかったことを知ったが、私は申立期間当時、学生納付特例が承認された翌年度以降の手続きについて詳細な説明を受けていなかった。

私の申立期間に係る学生納付特例申請が遅延した主な原因は、説明責任を怠った行政側にあり、申立期間が学生納付特例期間と認められないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立期間当時の学生納付特例制度では、当該申請のあった日の属する月の前月から学生納付特例期間が承認される規定となっていたところ、申立人は、平成14年度の当該申請について平成14年の誕生日を2週間又は3週間過ぎたころに手続きを行ったとしており、オンライン記録からも、申立人は同年*月*日に当該申請を行っていることが確認できることから、その前月である同年*月から学生納付特例期間とされていることに不自然さは

ない。

また、申立人は、申立期間に係る学生納付特例の申請が遅延したことについて認めていることから、当該申請時点で、申立期間が学生納付特例期間とならなかったことは、制度上問題はないと考えられる。

しかしながら、申立人は、学生納付特例の申請について毎年度手続が必要で、それには期限があることの説明は受けておらず、当該申請が遅延した主な原因は説明責任を怠った行政側にあるとし、記録の訂正を求めているが、申立人には、平成14年度の国民年金保険料の納付書に、保険料が納付できない場合の諸手続について説明する書面が同封され、同年度当初に送付されていたものと考えられることから、行政側が説明責任を怠ったとまでは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2803

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 16 年 4 月 1 日まで
申立期間は、代表取締役としてA社に勤務し、月額 70 万円の役員報酬(給与)を受給していたが、オンライン記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 15 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同年 4 月 8 日付けで処理された申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額(当時の最高額である 62 万円)及び同年 9 月 3 日付けで処理された定時決定の標準報酬月額(62 万円)が、16 年 6 月 24 日付けでさかのぼって 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成 16 年度市・県民税証明書により、申立期間のうち平成 15 年 1 月から同年 12 月までの期間に係る申立人の給与月額は約 62 万円であり、これに見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

しかしながら、i) 申立人は、当該事業所のオンライン記録及び商業登記簿謄本により代表取締役であることが確認できること、ii) 申立人は、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険料を滞納しており、同保険料の滞納による社会保険事務所(当時)への相談についても申立人自身が行っていたと供述していること、iii) オンライン記録によると、当該事業所の厚生年金保険被保険者 6 人のうち申立人のみ標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正処理がされていること、iv) 申立期間当時の従業員 5 人に照会し、3 人から回答が得られたところ、当該事業所が厚生年金保険料を滞納していた事実を知らなかったことから判断すると、

当時、当該事業所の代表取締役である申立人が、当該標準報酬月額の減額訂正に係る届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事実を総合的に判断すると、当時、当該事業所の代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正に関与しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2804

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 9 日から同年 1 月 31 日まで
② 昭和 47 年 2 月 2 日から同年 4 月 25 日まで
③ 昭和 47 年 11 月 12 日から 48 年 4 月 15 日まで

申立期間①はA社B支店（現在は、C社D支店）のE事務所、申立期間②はA社B支店のF事務所及び申立期間③はG社（現在は、H社）において、季節労務者として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された雇入契約書から判断すると、申立人は、申立期間①はA社B支店のE事務所に、また、申立期間②は同社同支店のF事務所にそれぞれ勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社D支店に対し申立人の申立期間①及び②における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立期間①及び②当時の関係資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等に関しては分からない。」と回答している。

また、申立期間①及び②において事務局長であったとして申立人が名前を挙げた上司二人及びオンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚7人の計9人に照会したところ、5人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況等について供述を得ることができない上、申立期間①当時の事務局長であった者は、「申立期間①及び②当時、季節労務者は日雇健康保険に加入させてお

り、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①及び②において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は見当たらない。

- 2 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録及び申立人から提出された雇入契約書から判断すると、申立人は申立期間③にG社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、H社に対し申立人の申立期間③における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「申立期間③当時の関係資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等に関しては分からない。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間③当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚6人に照会したところ、4人から回答を得られたが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務状況等について供述を得ることができない上、そのうち一人は「申立期間③当時、季節労働者は健康保険及び雇用保険には加入していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間③において申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は見当たらない。

- 3 すべての申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人のすべての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 1 日から同年 11 月 14 日まで

昭和 52 年 7 月 1 日から同年 11 月 14 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していた。雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B 社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、「当時の資料を保管していないため不明であるが、厚生年金保険には通年雇用の正社員だけを加入させており、申立人のように C 職見習いで、短期雇用者であれば同保険には加入させていなかったと思う。」と供述している。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所になった当初及び申立期間当時、同保険の被保険者であったことが確認できる 5 人に照会し全員から回答が得られたところ、そのうち一人は、「申立人は C 職見習いとして私と一緒に勤務した。」と供述しているものの、他の二人は、「当該事業所における厚生年金保険の適用は通年雇用者だけであり、C 職見習い等は同保険に加入していなかったと思う。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる 6 人のうち事務職 1 人を除く 5 人の職種について、当該事業所に照会したところ、全員が通年雇用の C 職であったと回答しており、前述の供述を裏付けるものとなっている。

加えて、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月26日から同年5月10日まで
② 昭和49年1月1日から同年2月1日まで
③ 昭和56年1月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①、②及び③について加入記録が無い。

しかし、昭和28年2月1日から平成7年6月末日まで会社は異なっているが、途切れなく勤めており、給料が支給されない月は無かった。申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、及び申立期間③についてはC社にそれぞれ勤務していた。

厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料は無いが、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録により、A社は昭和49年2月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は所在が判明しないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、オンライン記録により申立期間①当時にA社において厚生年金保険の被保険者記録のあることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が判明した15人に照会したところ、このうち申立人を記憶していた二人は、「申立人の入社日及び厚生年金保険の加入については分からない。」と供述しており、申立人の同社における入社時期及び厚生年金保険の適用状況等について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、

申立人が被保険者資格を取得した日は昭和48年5月10日と記録されており、同資格取得日が訂正された形跡は無く、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間①についてA社における雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、B社は平成5年6月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、オンライン記録により申立期間②当時にB社において厚生年金保険の被保険者の記録のあることが確認でき、かつ、生存及び連絡先が判明した12人に照会したところ、回答が得られた5人は、「申立人については記憶にない。」と供述している上、このうち事務全般を担当していたとする一人は、「B社では試用期間が1か月ぐらいあったと思う。試用期間中は従業員を社会保険に加入させていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和49年2月1日と同日に被保険者資格を取得したことが確認できる5人は、いずれも「申立人の入社日及び厚生年金保険の加入の取扱いについては分からない。」と供述している上、このうちA社を退職して、すぐにB社に転職したとしている一人については、オンライン記録により申立人と同様に申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人が被保険者資格を取得した日は昭和49年2月1日と記録されており、同資格取得日が訂正された形跡は無く、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

その上、申立人は、申立期間②についてB社における雇用保険の加入記録が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録により、申立人が勤務していたとするC社は昭和56年1月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、オンライン記録により当該事業所において昭和56年1月29日まで厚生年金保険の被保険者資格を有していることが確認でき、かつ、生存及び

連絡先が判明した15人に照会したところ、回答が得られた5人は、いずれも「申立人については記憶にない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、雇用保険の被保険者記録により、申立期間③について、C社とは別の事業所であるD社（C社の役員等が設立した事業所）において勤務していたことが確認できる上、D社は、「会社を設立した昭和55年12月25日から6か月間は厚生年金保険の適用を受けていなかった。厚生年金保険の適用を受けていない期間は、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

加えて、オンライン記録により、C社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失して、D社が同保険の適用事業所となった昭和56年7月1日に同社で被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、生存及び連絡先が判明した4人に照会したところ、このうち申立人を記憶していた3人は、「D社はC社の業務をそのまま引き継いでおり、従業員は両社で継続して同じ仕事を担当していた。」と供述している上、そのうち一人は、「D社の従業員は、申立期間③について厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

その上、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2807

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 37 年 8 月 31 日まで
厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給しているため年金額に算入されないとの回答があった。
脱退手当金を請求したことも、もらった覚えもないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 2 か月後の昭和 37 年 11 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 4 月 1 日まで

申立期間は、A市B区にあるC社にアルバイトとして勤務し、D作業等に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC社における勤務状況に係る供述が具体的であることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の資料は廃棄済みであり、当時から在籍している社員にも確認したものの、申立人の在籍状況等については分からなかった。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたと供述する正社員3人については、申立人が姓しか記憶していないことから、いずれも個人を特定することできないほか、申立人は、同じアルバイトとして一緒に勤務していた者の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が判明した女性11人に照会したところ、回答が得られた9人は、いずれも「申立人については知らない。」と供述しているとともに、これらの者が供述する当時の身分は正社員又は臨時社員であり、アルバイトとして勤務しながら厚生年金保険に加入していた者は

確認できないほか、このうち二人は、「当時、アルバイト従業員は、社会保険には加入していないと思う。」と供述している。

加えて、申立人は、「アルバイトであったため、厚生年金保険料を給与から控除されることはなかった。」と供述している。

その上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においては、申立人の氏名は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、企業年金連合会に照会したところ、「申立人のE厚生年金基金における加入記録は無い。」と回答しているほか、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2809

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 1 日から 18 年 3 月 31 日まで

申立期間はA社に勤務し、約 20 万円の給与を支給されていたが、オンライン記録では、申立期間のうち平成 15 年 6 月から 17 年 8 月までの期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっている。

一方、申立期間のうち平成 17 年 9 月から 18 年 3 月までの期間については、オンライン記録では、標準報酬月額が 20 万円となっているが、保管している給料明細書を年金事務所に見てもらったところ、「9 万 8,000 円相当の厚生年金保険料しか控除されていない。」と言われた。

申立期間の給料明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額の見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間のうち平成 15 年 6 月から 17 年 8 月までの期間については、申立人が保管するA社の給料明細書に記載された給与支給額（平成 15 年 6 月は 21 万 7,840 円、同年 7 月は 19 万 4,515 円、同年 8 月は 18 万 8,663 円、同年 9 月は 20 万 4,315 円、同年 10 月は 21 万 7,707 円、同年 11 月は 17 万 4,698 円、同年 12 月は 18 万 1,863 円、16 年 1 月は 18 万 7,420 円、同年 2 月は 18

万 8,297 円、同年 3 月は 22 万 4,055 円、同年 4 月は 20 万 5,920 円、同年 5 月は 18 万 8,663 円、同年 6 月は 21 万 6,743 円、同年 7 月は 22 万 1,498 円、同年 8 月は 19 万 9,636 円、同年 9 月は 19 万 8,023 円、同年 10 月は 20 万 5,920 円、同年 11 月は 19 万 6,560 円、同年 12 月は 18 万 7,200 円、17 年 1 月は 17 万 8,937 円、同年 2 月は 18 万 8,297 円、同年 3 月は 21 万 6,377 円、同年 4 月は 20 万 7,017 円、同年 5 月は 18 万 7,200 円、同年 6 月は 22 万 2,229 円、同年 7 月は 21 万 2,869 円、同年 8 月は 20 万 9,212 円)に見合う標準報酬月額(平成 15 年 6 月は 22 万円、同年 7 月及び同年 8 月は 19 万円、同年 9 月は 20 万円、同年 10 月は 22 万円、同年 11 月は 17 万円、同年 12 月は 18 万円、16 年 1 月及び同年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 22 万円、同年 4 月は 20 万円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 22 万円、同年 8 月から 11 月までは 20 万円、同年 12 月は 19 万円、17 年 1 月は 18 万円、同年 2 月は 19 万円、同年 3 月は 22 万円、同年 4 月は 20 万円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 22 万円、同年 8 月は 20 万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(9 万 8,000 円)よりもいずれも高額であるものの、当該給料明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(平成 15 年 6 月から 16 年 9 月までは 6,654 円、同年 10 月から 17 年 8 月までは 6,828 円)を当時の被保険者負担厚生年金保険料率(平成 15 年 6 月から 16 年 9 月までは 1,000 分の 67.9、同年 10 月から 17 年 8 月までは 1,000 分の 69.67)で除して求められる報酬月額(平成 15 年 6 月から 16 年 9 月までは 9 万 7,997 円、同年 10 月から 17 年 8 月までは 9 万 8,005 円)に見合う標準報酬月額(9 万 8,000 円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額とすべて合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

3 申立期間のうち平成 17 年 9 月から 18 年 3 月までの期間については、オンライン記録によれば、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、9 万 8,000 円と記録されていたところ、18 年 3 月 30 日付けで、17 年 9 月 1 日にさかのぼって 20 万円に増額訂正されていることが確認できる。

一方、当該期間のうち平成 18 年 3 月については、申立人が保管する A 社の給料明細書に記載された給与支給額(22 万 5,624 円)に見合う標準報酬月額(22 万円)は、オンライン記録により確認できる当該訂正後の標準報酬月額(20 万円)よりも高額であるものの、当該給料明細書により、同月において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額(7,001 円)を当時の被保険者負担厚生年金保険料率(1,000 分の 71.44)で除して求められる報酬月額(9 万 7,998 円)に見合う標準報酬月額(9 万 8,000 円)は、当該訂正後の標準報酬月額よりも低額である一方で、当該訂正前の標準報酬月額とは合致しているほか、当該期間のうち 17 年 9 月から 18 年 2

月までの期間については、当該給料明細書に記載された給与支給額（平成17年9月は19万6,926円、同年10月は20万5,920円、同年11月は19万7,292円、同年12月は18万7,200円、18年1月は17万7,840円、同年2月は20万6,104円）に見合う標準報酬月額（平成17年9月から同年11月までは20万円、同年12月は19万円、18年1月は18万円、同年2月は20万円）は、オンライン記録により確認できる当該訂正後の標準報酬月額（20万円）と合致するか又はこれより低額である上、当該給料明細書により、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（7,001円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の71.44）で除して求められる報酬月額（9万7,998円）に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、当該訂正後の標準報酬月額よりも低額である一方で、当該訂正前の標準報酬月額とはすべて合致していることから、いずれも、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 A社に照会したところ、「申立人が入社した平成15年当時は経営状況が極めて厳しかったため、同年4月以降、全従業員の標準報酬月額を9万8,000円として届け出て、これに見合う厚生年金保険料を給与から控除していたが、18年3月にB社会保険事務所（当時）による調査を受けた際に、実態に即した標準報酬月額に戻すように指導されたため、従業員の標準報酬月額を、17年の算定基礎届（平成17年9月）までさかのぼって訂正する旨の届出を行った。当該訂正期間について同事務所に追加納付した被保険者負担厚生年金保険料（被保険者の給与から既に控除していた厚生年金保険料との差額）については、本人からは徴収しておらず、全額当社が負担した。」と回答している。

5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2810

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 4 月 1 日まで

昭和 32 年 3 月に中学校を卒業後、同年 4 月から A 社 B 工場に勤務し、40 年 4 月末まで同工場に勤務していたが、臨時社員であった申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、及び A 社 B 工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間において同社同工場で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者の供述から判断すると、申立人が、申立期間において同社 B 工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社に照会したところ、当時の資料は廃棄済みであるため、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 27 人に照会したところ、回答が得られた 18 人のうち、採用時は臨時社員であったと供述する者 10 人については、いずれも、自身が記憶する入社時期から、4 か月後から 5 年 4 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、このうち 8 人は、いずれも「臨時社員であった期間は厚生年

金保険に加入することができず、正社員になってから同保険に加入した。」と供述しているとともに、当該8人が供述する自身が正社員となった時期は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期とほぼ合致する上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該回答者18人のうち、採用時から正社員であったと供述する8人のうち2人は、「当時、臨時社員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述しているほか、当該8人のうち6人については、当該事業所の被保険者名簿によると、いずれも自身が記憶する入社時期から2か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、このうち5人は、「正社員であっても、採用後2か月間は研修期間であり、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している上、これらの者からも同保険の被保険者資格を取得する前の期間において厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、C健康保険組合に照会したものの、「申立人は平成13年9月30日まで当組合の組合員であったが、申立期間当時の資料は廃棄済みである上、組合員が転勤するごとに保険証記号番号が変更となっているため、申立人が当初組合員となった日も不明である。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 37 年 2 月 1 日まで
② 昭和 42 年 6 月から 44 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 1 月から同年 4 月 21 日まで

申立期間①については、A市のB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間②については、昭和42年6月に、C社に勤務したが、同社での厚生年金保険の加入記録が44年2月1日からとなっている。申立期間③については、それまで勤務していた会社が倒産し、50年1月からD社に勤務したが、厚生年金保険に未加入となっている。いずれの期間も健康保険に加入することを入社の条件としていたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が主張する「B社」は、オンライン記録において厚生年金保険適用事業所としての記録が無く、申立人も、同社の代表者及び同僚の名前を記憶していないことから申立人の勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況を確認することができない。

また、申立人が当該事業所が所在したとするA市の商工会議所は、「A市E町にあったF商業施設の中にB社はあったようだが、昭和40年代にはF商業施設は閉鎖してしまい、B社が法人会社であったか個人会社であったか、また、その事業主についても不明である。」と回答しており、当該事業所について確認できない。

さらに、申立人が申立期間①当時にB社から出向していたと供述しているG社の代表者は、「当時の代表者は既に死亡しており、私は申立人について

の記憶がなく、B社のことも知らない。」と供述している上、申立人がG社で一緒に働いていたとする同僚についても、名前及び生年月日ともに不明確なことから確認できない。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人がC社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、C社は、平成16年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間②に係る勤務状況及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人とオンライン記録により申立期間②に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できた15人の計19人に照会したところ、13人から回答を得られたが、いずれの者からも申立人が申立期間②において厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、C社の厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②に申立人の名前は確認できず、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える上、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録とオンライン記録の厚生年金保険の被保険者の資格取得日は合致している。

加えて、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

- 3 申立期間③について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの申立人がD社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社は、昭和62年6月16日付けで厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間③に係る勤務状況、厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた5人、オンライン記録より申立期間③において厚生年金保険の被保険者資格を取得していたことが確認できる者5人の計10人に照会したところ、6人から回答を得たが、全員が「申立人の入社時期については記憶していない。」と供述している。

さらに、申立人のD社に係る雇用保険の加入記録とオンライン記録の厚生年金保険の被保険者の資格取得日が合致しており、申立期間③における申立人の勤務状況は確認できない。

加えて、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の給与から

の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等：

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 10 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 9 日まで

昭和 32 年 4 月に大学を卒業後、A社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録では、33 年 1 月 9 日から被保険者になっている。申立期間は給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社(後のB社)は、オンライン記録により昭和 33 年 11 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、当時の事業主も所在が不明であるため、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人が名前を挙げ生存及び所在が判明した同僚 4 人及びオンライン記録から申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚 17 人の計 21 人に照会したところ、15 人から回答が得られ、そのうちの 14 人が「申立期間に申立人と一緒に勤務したことはない。」と供述しており、他の一人は、「申立人は、昭和 32 年 4 月から当該事業所で勤務していたように思う。」と供述しているものの、当該同僚は申立期間に勤務していないことから、これを裏付ける周辺事情は見当たらない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は記載されていない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 48 年 2 月 27 日から 49 年 4 月 1 日まで

4 年間、A 社に継続して勤務することを条件に、同社に大学の入学金を支払ってもらった。大学は 1 年留年したが、約束どおり在学中の 4 年間は継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が途中の 24 か月しかないのはおかしいので、両申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「申立期間①当時の関係資料は既に処分済みのため、申立人の申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況等については不明である。」と回答していることから、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 4 人については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では名前が確認できない上、そのうちの一人は、「私は、昭和 45 年 4 月から 1 年間勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。多分、学生時代のアルバイトであったので、会社が厚生年金保険の加入手続を取らなかったのではないかと思う。」と供述しており、当該事業所では、勤務している者全員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録から、申立期間①当時、当該事業所において厚生

年金保険の加入記録が確認でき、生存及び所在が判明した同僚 11 人に照会したところ、4 人から回答が得られたが、そのうちの一人は「申立人が勤務期間のうち、一部期間について厚生年金保険に加入していなかったのは、多分、最初はアルバイトとして勤務していたからで、その後何らかの理由で厚生年金保険に加入することになったのではないかと思う。」と供述しており、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述を得られなかった。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ「申立期間②当時の関係資料は既に処分済みのため、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について不明である。」と回答していることから、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録により申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格が確認できる前記の同僚 4 人からは、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことに関する具体的な供述を得ることができなかった。

なお、申立人が「4 年間継続して勤務することを条件に、会社に入学金を支払ってもらったのだから、途中で退職することはなかった。」と主張しているところ、申立期間当時の事業主は、「入学金を支払うということは考えられない。」と供述している。

- 3 申立期間①及び②について、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録が確認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 2814

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 1 日から 31 年 2 月 28 日まで
申立期間においてA社で勤務していたが、厚生年金保険の被保険者の記録が無い。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述により、入退社日の特定はできないが、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していたと主張するA社は、オンライン記録により昭和 59 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる上、商業登記簿謄本により平成 8 年 6 月 1 日に解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。

また、申立期間当時、A社の取締役であった、当該事業所の当時の事業主の妻に照会したところ、同人は「私が昭和 30 年に嫁に来た時には申立人は居なかった。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、オンライン記録では、当該事業所において昭和 37 年以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録しか確認できないため、申立期間当時の同僚に照会ができず、申立人の申立てに係る事実を確認することができない。

加えて、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落した

ものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。